

山形県各協会ご担当者様

山形運輸支局 輸送・監査部門
登録部門

事業用自動車等連絡書の取り扱いについて

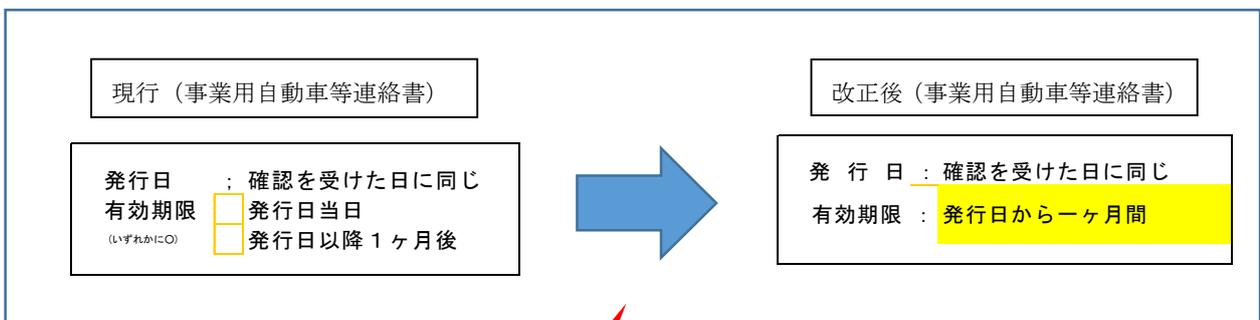
日頃より、国土交通行政に関しご協力賜り誠にありがとうございます。
標記につきまして、以下のとおり山形運輸支局での登録の場合においても、事業用連絡書の有効期間が発行日から1ヶ月となりますので了知方よろしくお願いたします。

なお、これに伴い連絡書の様式からも「当日限り」の文言を削除し、本日（6月19日）より当支局HPにて公開しております。

取扱開始日：令和5年6月20日発行分より

※なお、6月19日以前に発行された連絡書についても、発行日から1ヶ月有効となります。

改正後の事業用自動車等連絡書の変更



事業用自動車等連絡書	
この書類は、運送運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替である旨を証明したことを証するものである。	
事業等の種別 旅客（乗合・貸切・ハイヤー、タクシー、特定） 貨物（一般・特定、軽（軽二輪）・重機・第二種利用） その他（貨運）	発行日：確認を受けた日に同じ 有効期限：発行日から一ヶ月間
使用者の名称 （事業者名）	所属営業所名
使用者の住所 （事業者の住所）	使用の本拠の位置 （営業所の位置）
使用・廃止の別	使用しようとする自動車
自動車登録番号等 （車両番号）	新自動車登録番号（車両番号） ※登録完了印
車台番号	車台番号
①自動車の年式……H・R ……年	①自動車の年式……H・R ……年
②旅客自動車の…自動車乗車定員 ……人	②旅客自動車の…自動車乗車定員 ……人
③貨物自動車の…最大積載量 ……kg	③貨物自動車の…最大積載量 ……kg
事業発生理由	新規許可・譲渡譲受・増設・分割・増設・廃止・取消し・事業計画の変更（増・減） （上・下） ……（ 地支局管内への移（〇〇運輸支局 → ……運輸支局）
備考欄	使用者及び所有者の名称又は住所の変更、使用の本拠の位置の変更、自動車登録番号のみの変更、その他（ ）
確認印及び担当官印	（注）1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録窓口にて提出して下さい。 3. ※印の欄は記入しないで下さい。
輸送・監査部門	輸送・監査部門

【連絡先】
山形市漆山字行段 1422-1
山形運輸支局 輸送監査部門
TEL：023-686-4711（音声案内3番）

新様式（事業用自動車等連絡書）

事業用自動車等連絡書

変更箇所

この書類は、道路運送法、貨物自動車運送事業法又は貨物利用運送事業法による自動車運送事業、第二種貨物利用運送事業の許可、事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替である旨を確認したことを証するものである。

発行日：確認を受けた日に同じ
有効期限：発行日から一ヶ月間

事業等の種別	旅客〔乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・タクシー〕 貨物〔一般・特定・軽（軽二輪）・重（重二輪）〕 その他〔貨渡〕		
使用者の名称 （事業者名）	所属営業所名		
使用者の住所 （事業者の住所）	使用の本拠の位置 （営業所の位置）		
使用・廃止の別	使用しようとする自動車	廃止（減車・抹消等）する自動車	
自動車登録番号等 （車両番号）	※新自動車登録番号（車両番号）	※登録完了印	
	車台番号	車台番号	
事業発理由	① 自動車の年式……H・R 年 …… 乗車定員 人	① 自動車の年式……H・R 年 …… 乗車定員 人	① 自動車の年式……H・R 年 …… 乗車定員 人
	② 旅客自動車の …… 自動車の長さ cm	② 旅客自動車の …… 自動車の長さ cm	② 旅客自動車の …… 自動車の長さ cm
備考欄	③ 貨物自動車の …… 種別〔普通・小型・けん引・けん引・特殊・軽（軽二輪）〕 最大積載量 kg	③ 貨物自動車の …… 種別〔普通・小型・けん引・けん引・特殊・軽（軽二輪）〕 最大積載量 kg	③ 貨物自動車の …… 種別〔普通・小型・けん引・けん引・特殊・軽（軽二輪）〕 最大積載量 kg
	新規許可・譲渡譲受・併合・分割・継止・相継・廃止・取消し・事業計画の変更〔増車・減車〕 代替〔上・下〕 《 他支局管内への移（〇〇運輸支局 → 〇〇運輸支局）》	使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ・ 使用の本拠の位置の変更 ・ 自動車登録番号のみの変更 ・ その他（ ）	
確認印及び担当官印	※確認印・担当官印		
担当部門	担当者印		
輸送・監査部門	輸送・監査部門		

注) 1. この連絡書は原則として再発行しないので、取扱いに注意して下さい。
2. 連絡書は、輸送・監査部門の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録窓口へ提出して下さい。
3. ※印の欄は記入しないで下さい。